

第4回田原市男女共同参画推進懇話会次第

日時 平成20年5月19日(月)

午後1時30分から

場所 田原市役所北庁舎 300会議室

1 あいさつ

2 議 題

(1) 報告

① 委員連絡票により提出された意見等について

② 田原市男女共同参画推進プランに基づく実施事業の実績について

(2) グループワーク

① 委員より提出された男女共同参画を阻む要因について

② トヨタ自動車(株)の取り組み紹介

③ 事例検討

(3) その他

① (仮称)男女共同参画フェスティバル実行委員会委員の募集について

② 模擬裁判の開催について

③ 田原市男女共同参画推進懇話会要綱の変更等について

3 その他

<配布資料>

- 【資料1】 田原市男女共同参画推進懇話会委員名簿
- 【資料2】 委員連絡票により提出された意見等
- 【資料3】 田原市男女共同参画推進プランに基づく実施事業の実績について
- 【資料4】 委員より提出された男女共同参画を阻む要因について
- 【資料5】 トヨタ自動車(株)の取り組みについて
- 【資料6】 事例検討
- 【資料7】 (仮称)男女共同参画フェスティバル実行委員会について
- 【資料8】 模擬裁判の開催について

田原市男女共同参画推進懇話会委員（平成20年5月19日現在）

	分野	役職	氏名	備考
1	議会	田原市議会	太田 由紀夫	
2	防災関係	田原市防災会議委員（田原市赤十字奉仕団委員長）	鳥居 和子	欠
3	教育関係	田原市教育委員会	富永 道子	
4		子どもセンター情報誌編集委員	齋竹 通代	
5	農水産業関係	田原市農業委員会	中神 眞智子	
6		田原市認定農業者連絡会会長	伊藤 立	
7		愛知みなみ農業協同組合人事課長	大久保 哲夫	
8		中山漁業協同組合代表理事組合長	荒木 英夫	欠
9	商工観光関係	田原市商工会事務局次長	鈴木 正徳	
10		渥美商工会元女性部長	上村 ひさ	
11		田原市観光協会 旅館業組合（龍宮の宿）	稲垣 人美	欠
12	企業関係	（社）田原青年会議所幹事	金田 昌久	
13		トヨタ自動車（株）田原工場工務部主査	堤内 真一	
14	地域団体	田原市校区総代会長	岡本 陸男	
15		たはら国際交流協会	近藤 信子	
16	福祉団体	田原市社会福祉協議会総務課長補佐	松本 耕治	
17		愛知厚生連渥美病院総務課長	田中 敢	
18	その他	愛知県男女共同参画社会支援事業研究員修了生	村松 洋子	欠
19		女性会議 WIT ウィット代表者	森下 静子	
20		元田原市男女共同参画推進検討会議会長	中村 都祁子	副会長
21	学識経験者	愛知大学短期大学部講師	山本 和子	会長

事務局

役職	氏名
田原市総務部長	八木 学
田原市企画課長	大谷 紀夫
田原市企画課課長補佐兼係長	鈴木 嘉弘
田原市企画課主事補	鈴木 由実子

委員連絡票により提出された意見

(第3回懇話会終了後提出された意見)

委員1

- ・ 不勉強でよく分からなかった「条例・要綱、懇話会の趣旨」について、山本会長から詳しく説明していただくことができよかったです。3回の会議に参加して、いろいろな方のご意見を伺うことができ、勉強になりました。また、森下委員さんからいただいたジェンダーの資料は、具体的で、今まで曖昧だったことがとてもよく分かりました。
- ・ 保育園の園児受入れの制度について説明していただき、働く母親の助けになっている一時保育等の制度が出来ていることがわかりました。しかし、男性と同じ一般職では、女性も休日出勤や夜間の保育の必要なこともあると思います。また、子どもを見てくれる人のない働く母親が一番困るのが、病児の保育です。こうした休日・夜間・病児の保育など特殊な場合も、子どもを見てくれるところがあると、女性も安心して働くことができると思います。
- ・ これから教育・福祉グループの問題について考えていくわけですが、子育てを終わり月日がたっているので、現在の実情をあまり知りません。この会に若い人が入るといいと思います。また、働いている人で、現役子育て中の若い人の意見を聞く機会もできたらほしいと思いました。

田原市男女共同参画推進プランに基づく実施事業の成果指標

資料3

推進目標	課名	係名	予算事務事業名	プラン項目	頁	プラン事業名	事業内容	事業の成果を測る指標	単位	平成19年度		平成20年度		平成21年度		達成度(5段階評価)
										目標	実績	目標	実績	目標	実績	
人権尊重と男女平等の意識づくり	1	企画課	企画係	男女共同参画推進事業	1	12	男女共同参画関連講座等の開催・支援	田原市男女共同参画フェスティバル(仮)やほーもん講座等を開催するとともに、パンフレットや広報誌を作成・配布し、市民への意識啓発を行う。また、市職員向け研修会等を開催し、職員の意識改革を行う。	研修会の実施回数	回	2	1	2	2		
	2	企画課	企画係	男女共同参画推進事業	1	19	偏った習慣等の問題提起 他	講座等の開催や、広報誌等の配布により、市民への意識啓発をし、男女共同参画社会の周知徹底を行う。	ほーもん講座の実施回数	回	3	1	5	7		
	3	児童課	子育て支援係	家庭相談事業	1	13	家庭相談事業	田原・渥美の福祉センターに各1名家庭相談員を配置し、子どもの養育やDVなど、家庭内の諸問題に対して相談対応を図るとともに、要保護児童及び要支援家庭の見守り、訪問活動を実施する。	相談等活動延べ件数(年間)	件	1,000	480	1,000	1,000		
	4	児童課	子育て支援係	児童虐待防止対策事業	1	13	児童虐待防止事業	要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議)の運営により、児童に関する各機関の連携と役割分担を充実し、児童虐待等の早期発見と必要な支援、市民啓発を実施する。	実務者会議開催数(年間)	回	12	12	12	12		
	5	指導課	指導係	教職員研修事業	1	17	男女共同参画に関する教職員研修	教職員研修の中に、男女共同参画の視点に立った内容を盛り込む。	相談指導件数(年間)	件	250	300	280	300		
	6	総務課	市民協働係	コミュニティ活動支援事業	1	17	青少年健全育成事業	校区の青少年健全育成会に対し、助成金を交付する。	子育てをする親など家庭教育に対する男女共同参画講座の開催回数	回	3	2	3	4		
誰もが参画のまちづくり	7	企画課	企画係	男女共同参画推進事業	2	22	審議会、委員会等の女性の登用推進	関係各課の各審議会・委員会への女性の登用状況を調査し、女性の登用を推進する。	審議会、委員会等委員の女性比率	%	30	19.5	30	30		
	8	管理課	学事係	教育委員会運営事務	2	22	審議会、委員会等の女性の登用推進	教育委員会委員の女性委員の割合に配慮する。	教育委員会委員の女性比率	%	20	20	20	20		
	9	人事課	人事係	人事管理事務	2	22	市女性職員の登用推進	職員の任用、配置替え、人事考課、定員管理などの人事管理を行う。勤務評定等の人事制度により、性差にかかわらず意欲・能力のある職員を適正、かつ、積極的に登用する。また、女性職員の積極的な登用を図る。	市の管理監督者における女性職員の登用率(全行一職員)	%	23.0	22.4	25.0	23.1	27.0	
	10	総務課	市民協働係	コミュニティ活動支援事業	2	22	地域を代表する団体等の代表者・役員への女性の登用促進	地区行政助成金として、地区運営費を交付する。	自治会等における男女共同参画講座の開催回数	回	5	0	10	10		
	11	防災対策室	防災対策係	防災意識啓発事業	2	23	ワークショップ、研修会等への女性の参加を促進する。	ワークショップ、研修会等への女性の参加を促進する。	女性を対象とした防災講習会の参加人数	人	330	273	330	330		
	12	総務課	市民協働係	コミュニティ活動支援事業	2	24	地域団体の環境美化活動の支援	美化活動に対し、助成金を交付する。	美化活動への参加人数	人	20,000	7091	20,000	20,000		
	13	エコ推進室	推進係	エコ・グリーン構想推進事業 菜の花エコプロジェクト推進事業	2	24	環境分野の会議等への女性の登用促進	各種会議等に女性の登用を促進する。	菜の花エコ推進協議会の女性比率	%	25	21	25	25		
	14	エコ推進室	推進係	菜の花エコプロジェクト推進事業	2	24	地域団体における環境啓発活動	NPO団体の支援、育成を行う。	NPO団体の女性会員比率	%	30	40	30	30		
15	環境衛生課	環境係	水質保全対策事業	2	24	地域団体における環境啓発活動	各種会議等に女性の登用を促進する。	河川モニター女性委員	人	2	0	2	2			
16	総務課	市民協働係	コミュニティ活動支援事業	2	26	地域づくり団体等への支援	校区行政助成金として、校区運営費を交付する。	校区コミュニティ協議会における男女共同参画講座の開催回数	回	3	0	3	4			
生涯安心の暮らしづくり	17	健康課	保健予防係	成人保健事業	3	30	健康づくり事業	健康に対する意識を啓発するとともに、健康について見直し機会を提供する。	健康まつり参加延人数	人	4,700	2,562	4,700	4,700		
	18	健康課	保健予防係	成人保健事業	3	30	健康手帳の配布	40歳以上の方を対象に、健康相談、健康教室、健診などの事業実施時に健康手帳を交付する。	健康手帳交付者数	人	1,500	1,079	1,500	1,500		
	19	健康課	保健予防係	成人検診事業	3	30	健康診査及びがん検診	基本健康診査、人間ドック、各種がん検診、骨粗しょう症検診、歯の検診等を実施する。	基本健康診査受診率	%	80	67	80	80		
	20	健康課	保健予防係	成人保健事業	3	30	健康教育	病態別教室、運動教室、人間ドック説明会、一般健康講座等を実施する。	健康教育参加延人数	人	9,000	4,712	9,000	9,000		
	21	健康課	保健予防係	成人保健事業	3	30	訪問指導	健診の結果、生活習慣の改善の必要な方等に訪問指導を実施する。	訪問指導延人数	人	500	252	500	500		
	22	健康課	母子保健係	乳幼児健診事業	3	30	健康診査の実施	4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に健康診査、栄養相談、歯科健診(3歳児)を実施する。	乳幼児健診受診率	%	98	98.18	98	98		

推進目標	課名	係名	予算事務事業名	プラン項目	頁	プラン事業名	事業内容	事業の成果を測る指標	単位	平成19年度		平成20年度		平成21年度		達成度(5段階評価)	
										目標	実績	目標	実績	目標	実績		
生涯学習の推進	23	健康課	母子保健係	母子保健事業	3	30	母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付とその活用法を紹介する。	母子健康手帳交付者数	人	530	556	530		530		
	24	健康課	母子保健係	母子保健事業	3	30	パパママスクール(クッキングコース)	妊婦とその夫を対象とした調理実習、交流会を開催する。	参加者延人数	人	80	63	80		80		
	25	健康課	母子保健係	母子保健事業	3	30	パパママスクール(育児体験コース)	パパの妊婦・育児体験等を通して男性の育児参画を促進する。	参加者延人数	人	120	138	120		120		
	26	健康課	母子保健係	母子保健事業	3	30	健康相談	乳幼児、妊産婦を対象とした身体計測、健康相談、栄養相談、母乳相談、離乳食相談、歯科相談を実施する。	相談者延人数	人	900	1,346	900		900		
	27	健康課	母子保健係	母子保健事業	3	30	家庭訪問	新生児、乳幼児、妊産婦のいる家庭へ訪問し、保健指導・身体測定・相談等支援を行う。	家庭訪問件数	件	630	898	630		630		
	28	健康課	母子保健係	母子感染予防事業	3	30	予防接種	乳幼児、児童を対象に予防接種を実施する。 乳幼児:ポリオ、3種混合、MR、 小学生:2種混合 中学1年生相当・高校3年生相当:MR	乳幼児予防接種率	%	87.3	84.8	87.3		87.3		
	29	健康課	母子保健係	母子結核予防事業	3	30	予防接種	乳児の結核予防のため、BCG接種を行う。	乳児予防接種率	%	99.6	99.2	99.6		99.6		
	30	福祉課	介護保険係	介護予防福祉用具購入事業	3	32	介護保険事業	要支援認定者の福祉用具購入に対して保険給付を行う。	要支援認定者に占める利用者数	人	30	44	30		30		
	31	福祉課	介護保険係	介護予防住宅改修事業	3	32	介護保険事業	要支援認定者の住宅改修に対して保険給付を行う。	要支援認定者に占める利用者数	人	35	40	35		35		
	32	福祉課	介護保険係	介護予防サービス計画事業	3	32	介護保険事業	要支援認定された方のケアプランの作成費に対して保険給付を行う。	要支援認定者に占めるケアプラン作成費	件	280	208	300		320		
	33	福祉課	介護保険係	介護予防特定高齢者施策事業	3	32	介護保険事業	要支援、要介護状態になる前に介護予防事業を実施し、要介護状態への移行を防止する	介護を必要としない高齢者の割合	%	86	86	86		86		
	34	福祉課	介護保険係	介護予防一般高齢者施策事業	3	32	介護保険事業	全高齢者を対象とする介護予防事業	介護予防事業の参加者数	人	9,000	11,422	9,500		10,000		
	35	福祉課	介護保険係	介護予防ケアマネジメント事業	3	32	介護保険事業	地域包括支援センターの保健師等が、高齢者が要介護状態、要支援状態になることを予防するため介護予防ケアプランを作成する。	特定高齢者に対する介護予防ケアプラン作成件数	人	特定 80	54	特定 90		特定 100		
	36	福祉課	介護保険係	総合相談事業	3	32	介護保険事業	地域包括支援センターの社会福祉士により総合的な相談支援業務を行う。	地域包括支援センターへの相談件数	件	1,500	1,709	1,800		2,000		
	37	福祉課	介護保険係	権利擁護事業	3	32	介護保険事業	地域包括支援センターの社会福祉士により困難事例への対応などの権利擁護事業を行う	権利擁護に関する相談件数	件	80	54	90		100		
	38	福祉課	介護保険係	ケアマネジメント支援事業	3	32	介護保険事業	地域包括支援センターのケアマネージャーが包括的・継続的ケアマネジメント事業を行う	相談件数	件	40	33	45		50		
	39	福祉課	介護保険係	介護者支援事業	3	32	介護保険事業	要介護者を介護する家族に対し支援事業を行う	介護教室・交流事業参加者数	人	400	422	450		500		
	40	福祉課	高齢者係	ふれあい型サロン運営支援事業	3	32	介護教室	新規事業:市民館を拠点に高齢者同士が気軽に集まれるふれあいサロン事業を開催する場合の講師派遣	講師派遣回数	回	60	105	240		240		
	41	福祉課	高齢者係	介護予防サポーター養成研修	3	32	介護教室	新規事業:認知症高齢者や介護予防の必要性を啓発するためボランティアの養成を図る	講座開催回数	回	12	11	12		12		
	42	福祉課	高齢者係	老人保護措置費支給事業	3	32	高齢者福祉サービスの充実	環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させ、心身の健康の保持及び生活の安定を図る。	相談件数	件	3	1	3		3		
43	福祉課	高齢者係	高齢者家事援助事業	3	32	高齢者福祉サービスの充実	介護認定を受けていない社会的支援が必要な65歳以上の高齢者の自立支援のための訪問介護員の派遣	ケース検討会議開催回数	回	12	6	12		12			
44	福祉課	高齢者係	高齢者福祉タクシー・バス料金助成事業	3	32	高齢者福祉サービスの充実	高齢者の日常生活における外出支援を目的に、福祉タクシー・バス・福祉有償運送における利用料金の助成	対象者に対するアンケート	回	1	1	1		1			

委員より提出された男女共同参画を阻む要因について

問題点・課題

○男性優先の社会・社会参画する女性の少なさ

- ・ 男性会員が殆どで、入会しても会に和めないため、辞めてしまう。その結果、現在 100%が男性会員です。
- ・ 会員が女性を対象として勧誘することが少ない。
- ・ 教育委員の男女比 4:1、女性校長の男女比 25:2。
- ・ 男性の都合が優先され、女性が後回しになる。
- ・ 男性は主、女性は従と思われている。養っているのは男性だからという考え
- ・ 組織の構成員が事業主又は会社役員であり、女性の事業主が少ないことから参加の機会も少ない。
- ・ 組織の主たる事業が商工業者の経営の改善であり、事業主を対象としていることから女性の参加も少ない。事業主＝男性の考えが根づいていると思う。
- ・ 国際交流協会のすべての決定権は事務局会議にある。意見は気軽に述べられるが最後の決定は局長が行う。その歴代局長に女性は皆無である。
- ・ 地域は旧態依然として男性社会で構成されている。女性が入り込めない(自治会など)地域社会の意識改革が求められる。人口減、高齢化が進み女性だけの家庭も増えてきている。
- ・ 田原市の場合、特に女性の政治への参画が乏しい感がある。
- ・ 力の弱い女性でも働ける低負担作業の不足。
- ・ 根強く残る男の職場という意識(技能系)。

○女性が働き続ける際の障害

- ・ 男性の家事への関わり方
- ・ 女性は、仕事と家事の両立をしなくてはならない。
- ・ 女性が仕事に就く時、結婚までという考えが多くある。また、子育てが終わってからの仕事は、パートタイムの仕事が多く、経験した専門性を活かせない。
- ・ 産時休暇は取れても、育児休暇はとりにくく、子どもが1～3歳まで家で子育てをしたいと思うと、仕事を辞めざるを得ない。
- ・ 性役割が固定している。家事・子育ては女性の役割、仕事を持っていても、女性は家庭のことをやるのが当たり前という考えが定着しているため、家事に縛られて社会参加できずにいる人が多いと感じる。
- ・ 子育てのため、仕事を辞めた人の中には、子育てが一段落したら再就職を考えている人も少なくない。しかし、仕事から離れて期間が長くなると仕事への自信をなくして、せっかくの技能を活かせずにいるのではないか。
- ・ 女性が仕事をするには、やはり家族の協力なくては続けることができないと思う。家庭内においてもお互いに話し合っ生活をしていくことが大切。
- ・ 女性は、出産すれば辞めて当然という状況は陰を潜めたが、依然として働き続け辛い。働く意欲のある優秀な女性が、子どもを持つことで人生が一転するケースが多いのではないか。家事と育児、社会の重責を1人で負わざる得ない現実がある。企業に家庭生活と両立できる理解とサポート対策を望みたい。我が国では育児よりも仕事を優先させると冷たい母親と見られかねないが、比較的短い育児期間のためにその後の職業を困難にしてよいのか多に疑問である。

- ・ 母性保護に関する知識の不足。
- ・ 深夜勤務等、多様な勤務形態に対応したインフラ(託児所等)の不足。

○その他

- ・ 女性は、言葉の暴言で負けてしまう。
- ・ 女性は、個人個人で考えを聞くと色々出してくれるのに、大人数になると誰も言わなくなる。終わってから人に何か言われるからと言って言えなくなる。
- ・ 所属している団体の中には、発言もストレートに言うのは控えてオブラートにくるまないと、周り全部が抵抗勢力と感ずることがある。
- ・ 男女共同参画に無関心な人や、関わりたくないと思っている人達がいること。
- ・ 育児と介護

解決したいこと・目標

○女性登用の拡大

- ・ 女性を含めた会員の拡大
- ・ 青年会議所活動の女性への理解を高める。
- ・ 任命権者である市長がぜひ女性をという意識で、教育委員を選んでくだされば、4名中2名の女性登用は可能だと思う。
- ・ 校務、教務主任の女性数が増えているので、今後は増えていくと思われるが、産休・育休が、先生の経歴・昇進へのネックになっている。
- ・ 公の場にもっと女性の起用を。
- ・ 事業内容の企画・運営に際して、数名の女性が参加発言できる方法を検討したい。
- ・ まちづくり等地域住民を含めて行う事業へ女性が参加しやすい方法を検討したい。
- ・ 女性の社会参加と子育ての両立が叶う環境整備。
- ・ 中高年女性の社会参加、多様な領域の開拓(少子化対策につながる)。
- ・ 議員の一定数は女性にできないか。政治の分野もクォーター制(役割分担)の導入をしたらよいと思う。
- ・ 力の弱い女性、高齢者等、多様な人材に対応できる工程づくり。
- ・ 多様な人材と共存・共栄する意識の醸成。
- ・

○女性が働き続けるには

- ・ 家事は老若男女、できることが生活を豊かにし、個の幸せにつながる。学校教育、生涯教育、特に男性に家事の必要性を理解して欲しい。
- ・ 女性が仕事をもち続けることができる保育制度とは、どういう仕組みのものがよいのだろうか。働きやすく、子育ての助けになる保育制度を考えていきたい。
- ・ 子育て後の再就職に、経験した仕事が活かせるような「人材バンク」や「講習会の開催」などがあるといいと思う。
- ・ 職場での育児休暇について、女性の希望する月日だけ取ることができるようにする。または、子ど

もが小学校に上がるまで、勤務時間の縛りを緩くしてもらおう。

- ・ 男性の家事に対する意識改革。
- ・ 組織の構成員である事業主に対して啓発活動を行う。
- ・ 管理者に向けた母性保護に関する知識向上。
- ・ 地域と連携したインフラ整備の推進。

○その他

- ・ 育児と介護は、人的要素の最も大きいことである。公的支援も必要。
- ・ 女性の品格を認めて欲しい。自信を持つ。
- ・ 強い発言力と指導力の不足。
- ・ 若い人達の意見を率直に聞くことのできる場を作る。
- ・ 若い人達が色々な場へ参加できる様働きかける。
- ・ 在留外国人の支援。
- ・ 地域社会改革 市民意識改革 構想を地域から変える。自分の身近なところから男女共同参画を探す。
- ・ これまでの性別による選択のみに制限された状況から自由な選択が可能になる社会へと転換するにはどうしたらよいか。
- ・ 男性の意識改革を待っていたのでは進まないのではないか。
- ・ より豊かに生きていくためのワークライフバランスを考え、男女共同参画に関心を持ってもらう。

グループワーク検討テーマ

- ・ 地域社会改革 市民意識改革（誰もが参加できるやさしい街、居心地の良い街づくりに向けて、女性たちも変わっていく。専業主婦でもボランティア、地域活動をしている女性が大勢いる。その人達の声を大切に。ボランティアから始まる社会改革。）
- ・ まちづくり等地域住民を含めて行う事業へ女性が参加しやすい方法を検討したい。
- ・ 生きる為に、家事は老若男女全員が身につけるべき。それぞれの年代に応じた教育が必要。
- ・ 男性は主、女性は従と思われている。養っているのは、男性だからという考えを変えるには。
- ・ 家庭にいる女性が、社会に出たいと思うときに、すぐに活用できる能力・技能を身につけることができるような勉強会・講習会が必要ではないか。
- ・ 働く女性が安心して働けるような保育制度の充実を図りたい。

事例検討

テーマ	後継者問題 例 1) 自分が農家だったら、息子は後を継いでくれるか。 例 2) 自分が農家だったら、子どもに継がせたいか。 例 3) 自分は農家ではないが、娘を農家に嫁がせたいか。
グループ	
メモ	話し合った要点を記入してください。※箇条書きで結構です。

(仮称)田原市男女共同参画フェスティバル実行委員会 公募委員 募集

男女共同参画推進プランを推進し、男女がお互いを尊敬し、自分らしく輝けるまちとなることを目指して、男女共同参画啓発イベントを開催します。(仮称)田原市男女共同参画フェスティバルは、市民による実行委員会を設置し、企画運営から市民との協働で作上げるものです。

▼ 対象 18歳以上の市内在住・在勤者

▼ 募集人員 5名程度

▼ 内容 (仮称)田原市男女共同参画フェスティバルの内容検討・準備・当日運営

▼ 申し込み 5月23日(金)までに申し込み用紙に記入の上、企画課まで持参または、FAX・Eメールにて ※ 様式はホームページからダウンロードできます。

▼ 開催日 平成20年9月6日(土)

※ あいち国際女性映画祭と同日開催 (予定時刻 13:00~16:00)

参考) 昨年映画祭スケジュール

13:00~ 舞台あいさつ(市長、映画プロデューサー)

13:40~ 映画上映

15:20~ ゲストトーク

16:00 終了

▼ 企画課 tel.23-3507 fax.23-0180 e-mail kikaku@city.tahara.aichi.jp

裁判員制度による模擬裁判の実施について

1 目的

平成21年5月までに始まる裁判員制度について、市民のみなさんに理解を深めていただくとともに、模擬裁判の出演を市民参加で実施することにより、裁判員制度をより身近に感じてもらうことを目的として開催する。また、模擬裁判の題材をドメスティック・バイオレンスとすることにより、ドメスティック・バイオレンスへの問題意識を高め、女性の人権の尊重のための意識啓発を図る。

2 開催日時

平成20年7月6日(日) 13:00 開場 13:30~15:30

3 開催場所

田原文化会館 多目的ホール(全209席)

4 入場料

無料 ※ 申し込み必要(申し込み先:企画課)

5 主催

田原市 女性会議ウィット WIT

6 模擬裁判の出演者

市民17名

市長、田原市男女共同参画推進懇話会委員(15名)、女性会議ウィット WIT 又は市職員(1名)

7 開催内容

講演会「裁判員制度、ドメスティック・バイオレンスについて」(約30分)

模擬裁判の実施(約1時間)

8 講師

大塚鎭子氏(弁護士、朝日大学大学院法学研究科教授)